

治 癒 証 明 書

群馬県立高崎商業高等学校長 様

年 組 番 氏 名

1 感染症の種類・該当するものに○（治癒期間）

インフルエンザ A / B（発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）

流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで）

風 疹（発疹が消失するまで）

麻 疹（解熱した後3日を経過するまで）

水 痘（全ての発疹が痂皮化するまで）

百日咳（特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで）

そ の 他 診断名：

2 出席停止の期間

令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

上記の感染症が治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師

印

以下は担任が記入し、教務主任へ提出してください。

【出席停止期間の授業日数】

日

月 日（ ） 早退・遅刻で授業を受けていない時間に/を付ける

朝 SHR	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	帰 SHR
-------	----	----	----	----	----	----	----	-------

月 日（ ）

朝 SHR	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	帰 SHR
-------	----	----	----	----	----	----	----	-------

養護教諭	教務主任	担 任

【出席停止期間】

医師が定めた期間（治癒証明書に記載された期間）とする。

（例1）

医師が定めた期間が4月21日（金）から4月25日（火）までの場合。
土日を除いて3日の出席停止となります。

（例2）

医師が定めた期間が4月21日（金）から4月25日（火）までで、4月21日（金）の午前中は授業を受け、午後1時以降通院し、陽性反応が出た場合。
※ 4月21日は公欠（正式には出席扱い）とし、出席停止は2日となります。

（例3）

医師が定めた期間が4月21日（金）から4月25日（火）までで、4月21日（金）の一日は授業を受け、放課後通院し、陽性反応が出た場合。
※ 授業を受けた日は出席、出席停止は2日となります。

（例4）

医師が定めた期間が4月21日（金）から4月25日（火）までで、4月25日（火）の午前中に通院し、治癒の診断を受け、午後から登校した場合。
※ 4月25日は公欠（正式には出席扱い）とし、出席停止は2日となります。

【特別に公欠（正式には出席扱い）として処理する場合】

感染症の疑いがあり通院したとき、公欠（正式には出席扱い）とする場合がある。

（例）

- ・午前中は授業を受け、午後1時以降通院した場合。
- ・朝から通院し、陰性反応のため3限目から登校した場合。
- ・当日陰性のため欠席になったが、翌日の検査で陽性になった場合。（遑って公欠）

朝、通院して陰性反応ではあったが一日登校しなかった場合は欠席とする。

（検査当日、登校困難な高熱や、流行期で他の生徒への影響を考慮して登校せず、翌日陰性で登校できた場合は、通常の風邪等とみなし検査日を欠席とする。）